

第1章 新庁舎建設の必要性と意義

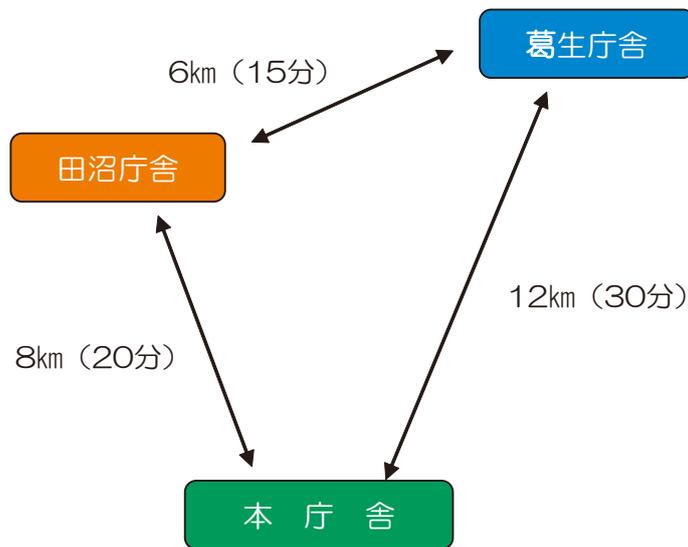
1. 庁舎の現況

新庁舎建設の必要性を検討するにあたり、まず、立地及び敷地等の基本条件、現庁舎の建築概要、施設配置など、庁舎の現況を整理します。

(1) 立地条件

佐野市は、東西 21.4km、南北 35.4km、面積 356.07km²と広大であり、現在の庁舎は、合併前旧市町の3庁舎を使用しての分庁舎方式としています。

それぞれの庁舎間の距離及び車での移動所要時間は以下のとおりです。



(2) 現庁舎の機能

3つの分庁舎の機能については、本庁舎に総務・企画、健康福祉部門、田沼庁舎に市民生活、産業文化、土木部門、葛生庁舎に教育委員会事務局を配置しています。

○本庁舎 佐野市高砂町1番地

市長・副市長、総合政策部、行政経営部、こども福祉部、健康医療部、議会事務局、選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局等

○田沼庁舎 佐野市田沼町974番地1

副市長、市民生活部、産業文化部、都市建設部、農業委員会事務局等

○葛生庁舎 佐野市葛生東1丁目11番10号

教育長、教育総務部、生涯学習部等

○その他、庁舎機能を有する施設として、支所（赤見、野上、新合、飛駒）、クリーン推進課（町谷町）、男女共同参画課（大橋町）、健康増進課（大橋町）、水道局（大橋町）があります。

(3) 現庁舎の施設現況

現在の3庁舎の本館は、いずれの施設も昭和30年代から40年代に建設され、旧耐震基準(昭和56年以前)での建築物であることや、経過年数が40年を超え、老朽化が著しいことから、建て替え等による対応が急務となっています。

	本庁舎	田沼庁舎			葛生庁舎	
		本館	別館	新館		
建築年月	S 37.9	S 43.5	S 54.3	S 58.8	S 37.12	
経過年数	49年	43年	32年	28年	49年	
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	
階層	地上4、地下1	地上2	地上2	地上3	地上3、地下1	
敷地面積	5,960㎡ (うち県借地 1,203㎡)	13,123㎡			2,477㎡ (うち私人借地 465㎡)	
床面積	4階	794㎡				
	3階	1,282㎡		424㎡	572㎡	
	2階	1,319㎡	1,155㎡	314㎡	471㎡	847㎡
	1階	1,310㎡	1,392㎡	230㎡	420㎡	770㎡
	地下	722㎡				625㎡
	合計	5,427㎡	2,547㎡	544㎡	1,315㎡	2,804㎡ (建築確認申請面積)
	3庁舎の合計	12,637㎡				
維持費 (二十一年度決算額)	光熱水費	14,350千円	7,664千円		2,581千円	
	維持補修費	5,645千円	4,720千円		3,606千円	
	計	19,995千円	12,384千円		6,187千円	
来庁者駐車台数	118台	108台		59台		
職員数(23.41現在)		242人	263人		78人	
		3庁舎の合計	583人			
隣接建物等	<ul style="list-style-type: none"> ・西館(南棟220㎡ 18人・北棟289㎡ 16人) ・佐野未来館 ・ぱるぽーと 	<ul style="list-style-type: none"> ・田沼中央公民館 ・田沼保健センター ・田沼老人福祉センター ・アリーナたぬま ・田沼図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ・葛生地区公民館 ・葛生図書館 ・吉澤記念美術館 ・葛生化石館 ・葛生伝承館 ・くずう保育園 			

2. 新庁舎建設の必要性

新庁舎建設の必要性について、現庁舎が抱える問題点への対応という観点から、以下のとおり整理します。

(1) 現庁舎の構造・安全性の問題

- ・本庁舎、田沼庁舎の本館及び葛生庁舎は、現行の耐震基準（昭和56年）以前に建設され、経過年数が40年以上となっています。（なお、田沼庁舎の別館は昭和54年3月、新館は昭和58年8月の建設です。）本庁舎において、平成22年度に実施された耐震診断（二次診断）の結果では、耐震性不足が示されました。

また、平成23年度実施予定の葛生庁舎における耐震診断（二次診断）の結果において、耐震性不足を指摘されることが予想されます。

- ・老朽化により空調、給排水設備の修繕費等、維持管理コストの増加が見込まれます。
- ・庁舎そのものが狭く、来庁者や事務、会議室等のスペースが不十分です。
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応が、構造的に不可能な状態です。

(2) 分庁舎方式による問題

平成17年2月の合併以降、本市は分庁舎方式を採用し、既存の庁舎において事務を進めてきました。しかし、以下のような問題が生じております。

【機能性】

- ・市民は、担当の庁舎を確認した上で、それぞれの庁舎を訪れなければならない、わかりにくい状況です。
- ・複数の用件があった場合、別々の庁舎を訪れなければならない場合があります。
- ・市民だけでなく、議員・町会役員等も広範囲を移動しなければならない場合があります。
- ・職員等が各庁舎間を移動する場合、行政情報・市民情報（個人情報）をやむを得ず移動することもあるため、盗難や紛失等の危険性があります。
- ・市役所内部の円滑な意思疎通は、行政事務を執行する上で必要不可欠ですが、分庁舎方式ではこうした意思疎通が総合庁舎方式に比べ、スムーズにいかない状況です。

【効率性】

- ・地理的に分散しているため、移動車両の確保を含め、文書送達や決裁の遅延が事業執行上のマイナス要因となっています。
- ・議会をはじめとする各種会議や各課の連絡調整に伴う時間のロスが大きい状況です。
- ・各庁舎の維持管理経費や分庁舎ごとに配置する車両経費など、総合庁舎方式に比べ、余分な経費を要しています。
- ・行政機能が分散されているため、組織機構の改編（統廃合）や職員数削減（人件費削減）の阻害要因の1つとなっています。

(3) 情報通信技術（ICT）の高度化への対応

情報通信技術（ICT）の高度化に伴う情報機器の増加により、事務スペースは一層手狭になってきています。

ICT機器の設置やシステムの配備に伴うスペース不足のため、地階にサーバ室を設置せざるを得ない状況など、現庁舎では、今以上のネットワーク環境の拡張に対応できません。このため、現在だけでなく、今後の効率的な事務執行に支障をきたすおそれがあります。

(4) 議会環境の整備

議会機能としては、市民の声を市政に反映し、民主的な議会運営を進めていくために基本となる議場がありますが、本市の議場棟は、老朽化が激しく、狭あいであり、耐震性に不安を抱えていた中、今般の東北地方太平洋沖地震による影響を大きく受けました。

また、委員会室を職員と共用しているため、議員が市民の意見を聞いたり、政策研究を行う場、また、議員同士または議員と職員が論議するための会議室等が十分に確保されていません。

(5) 執務環境の整備

庁舎は、市民にとってわかりやすく、利用しやすい施設であることはもちろん、職員にとっても市民サービスの提供や政策立案のために、効率的に事務処理を行える執務空間であることが必要です。しかし、事務スペースの狭さや会議室、倉庫等の不足により、機能的で快適な執務空間を確保できず、効率的な事務を遂行できない状況です。

また、窓口業務を行っている部門では、職員側のスペースが狭あいなため、迅速かつ正確な行政サービスの提供を妨げる一因になっています。

(6) 駐車場の確保

現庁舎は、来庁者の駐車場が不足しており、別の場所（高砂町駐車場・万町駐車場）を含めて対応していますが、解消につながりません。月曜日などの休み明けや議会の会期中においては、特に混雑する状況です。

また、障がい者や高齢者等に対する思いやりスペースも不十分であり、適切な配置ではありません。

(7) グランドデザイン策定の契機

「佐野市総合計画」をはじめ、「佐野市都市計画マスタープラン」や「佐野市中心市街地活性化基本計画」などまちづくりに関する諸計画がありますが、新庁舎建設が、新たなグランドデザイン策定の契機となることが求められています。

3. 新庁舎建設の意義

(1) 防災意識の高まり

平成23年3月11日発生 of 東北地方太平洋沖地震以降、余震が頻発しており、市民の防災に対する意識が高まっています。

災害時における庁舎の安全性、災害対策本部としての機能の確保や平常時の防災拠点としての機能の充実が求められています。

さらに、首都圏の災害に対するバックアップ機能も必要です。

(2) 地球環境への配慮

地球環境に配慮した環境負荷（※1）の低減のため、自然エネルギー（※2）の導入を積極的に進め、省エネルギー・省資源対策のモデルとなる庁舎が求められています。

また、東日本大震災以降、計画停電など節電が社会的課題となっており、先導的役割を果たすことが必要です。

※1 環境負荷：

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全において支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

※2 自然エネルギー：

地球環境の物質循環システムの影響がきわめて少ないエネルギーのこと。

具体的には、太陽光・風力・地熱・バイオマス（生物資源）・水力などから得られる再生可能なエネルギーを指します。

(3) 超高齢社会の到来

全国的な少子高齢化を背景に、公共施設や公益施設を中心に、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーや、誰もが使いやすいユニバーサルデザイン（※3）の概念が浸透しつつあり、人にやさしい施設整備が求められています。

また、本市では、高齢化率は23.75%（平成23年4月1日現在）と、約4人に1人が高齢者となる超高齢社会となっており、バリアフリーやユニバーサルデザインに対応した庁舎整備が求められています。

※3 ユニバーサルデザイン：

年齢、性別、障がい、能力の如何を問わず、すべての人が利用することができるよう施設・建物・環境を設計（デザイン）することです。

(4) 情報通信技術（ICT）の高度化

情報通信技術（ICT）の高度化により、携帯電話やインターネットなどが急速に普及し、

誰もがどこにいてもいろいろな情報を瞬時に取り出すことができる「ユビキタス・ネットワーク社会」(※4)の実現に向けた取組が進められています。

本市においても、情報基盤の整備を進めるとともに、ホームページや広報等を活用した市民に親しまれる行政サービスの提供に努めており、市民が情報を共有・取得できる環境を有した庁舎整備が求められています。

※4 ユビキタス・ネットワーク社会：

欲しい情報がいつでもどこからでも、入手できる社会のことです。

(5) 地方分権・地域主権の推進

国から地方への権限移譲が拡大しつつあり、自己決定・自己責任の原則のもと、自主的かつ総合的な行政運営が求められています。

そのため、権限移譲等による事務事業の移管に合わせた組織機構の改編に、柔軟に対応する機能や、市民と行政の連携・協力の協議の場としての機能を有する庁舎が必要です。

(6) 行政サービスの高度化・多様化

行政に求められるサービスは高度化・多様化してきています。また、多くの地方自治体では、行政サービスについて量から質への転換を進め、危機的な財政状況に陥らないため、職員の定員適正化や事務事業の見直しなどの行財政改革に取り組んでいるところです。

そこで、高度化・多様化する行政サービスを効果的かつ効率的に提供するための組織機構の改編や、職員数の変化に合わせた部課等の配置に、柔軟に対応できる庁舎が必要です。

(7) グランドデザイン策定の契機

「佐野市総合計画」をはじめ、「佐野市都市計画マスタープラン」や「佐野市中心市街地活性化基本計画」などまちづくりに関する諸計画がありますが、新庁舎建設が、新たな視点によるグランドデザイン策定の契機となることが求められています。

こうしたことから、多種多様化する行政需要に対応するため、さらには市民サービス機能の向上のため、新庁舎の建設は、たいへん意義あるものです。

4. 庁舎のあり方

分庁舎方式の課題を解消するため、総合庁舎方式が必要となります。

この際、必要以上に大きな庁舎は、建設候補地の選定に大きな制約となるだけでなく、建設コストの増加につながることから、コンパクトなものとしたします。

また、市民サービスの低下を招かないよう、現在の田沼・葛生庁舎にある総合窓口課及び行政センター業務の機能を維持させ、支所を含め、存続させなければなりません。